

ごみ不法投棄対策の推進について

環 境 省
総 務 省

安倍総理から、環境大臣、総務大臣に対し指示（2月2日）
「美しい国」日本を目指し、国民を挙げての運動として推進していけるよ
うに、関係各省庁が連携して取り組む。



1. 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の設定等

・関係府省庁の連携

廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議の設置（2月5日）

・国と自治体等が連携した国民運動としての取組

環境事務次官通知（3月26日）

全国ごみ不法投棄監視ウィークの設定(5月30日～6月5日)

国と自治体等の連携について要請

2. 国と自治体との連携による取組

・監視ウィーク期間において、パトロールや清掃活動を集中的、全国的に実施

全470事業（国及び都道府県）のうち6割（294事業）が集中
全都道府県，全政令指定都市において実施

・国と自治体等が連携して実施

監視ウィーク期間実施101事業(国)のうち約5割(49事業)が連携
更なる連携強化のため，国と自治体の連絡会議等を整備中

3. 政府の不法投棄対策の取組の取りまとめ

夏頃に関係省庁連絡会議において取りまとめの予定

全国ごみ不法投棄監視ウィークについて

不法投棄対策については、排出事業者等を含む事業者の責任の徹底等、廃棄物処理法による規制や罰則の強化とその厳格な運用に努めてきた。また、平成17年10月に設置された地方環境事務所を活用して、自治体とのネットワーク強化を図り未然防止対策を推進している。

これらを含めた総合的な取組を進めるため、「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年)に基づき、平成21年度までに大規模事案(5,000トンを超えるもの)をゼロとすることを当面の目標として、各種の施策を実施中である。

さらに平成19年2月2日、不法投棄対策について、国民を挙げての運動として推進するよう、安倍総理首相から指示があった。これを受け、同年2月5日、廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議を設置した。また、国と自治体等が連携した取組を進めるために、3月26日、環境事務次官通知により、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク(5月30日～6月5日)」を設定し、パトロール、清掃活動、啓発活動等を集中的、全国的に実施したところである。

環廃産発第 070326011 号
平成 19 年 3 月 26 日

各都道府県知事 殿

環 境 事 務 次 官

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施について

平素より環境行政の推進に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

廃棄物の不法投棄対策につきましては、数次にわたる廃棄物処理法の改正により、罰則の強化や排出事業者の責任強化等の規制強化を図るとともに、平成 16 年 6 月に策定した「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づく幅広い取組を推進してきましたが、今般、監視活動など不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組を進めていくことといたしました。

その取組として、まず、別添実施要綱により 5 月 30 日から 6 月 5 日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、自治体、市民等が連携して、具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施することにしました。

つきましては、本取組の趣旨を御理解の上、各種事業の実施に御協力をいただくとともに、貴管下市町村及び関係団体に対しても周知、協力いただきますようよろしく御配意願います。

平成19年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」実施要綱

1 名称 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

2 趣旨

我が国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種のリサイクル法が制定され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」形成への取組が進められているところである。

循環型社会の実現には、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rの推進とともに、廃棄物の適正処理の確保が重要であり、その確保を妨げる不法投棄問題は、早急に解決を図らなければならない課題である。

不法投棄対策については、これまで廃棄物処理法の規制強化とともに、環境省を中心に、都道府県等と連携しつつ「不法投棄撲滅アクションプラン」（環境省：平成16年度）に基づく幅広い取組が進められてきた。また、市町村においては、住民等の協力を得て、地域における監視活動や啓発事業が行われており、昨年には全国市長会が主催した全国一斉の不法投棄監視の取組が実施されたところである。さらに、企業においても、事業所周辺の清掃活動や自らの産業廃棄物の適正処理等を進めているところである。

今後は、このような各主体の連携を図りつつ、監視活動の強化などにより不法投棄を発生させない環境づくりを一層進めることが重要である。このため、今般、「ごみ減量・リサイクル推進週間」である5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）をあわせて「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一斉に実施するなど、ごみの不法投棄対策の取組を強化することとする。

3 期間 平成19年5月30日（水）～6月5日（火）

4 実施主体及び関係機関 環境省、関係府省等、都道府県、市町村、全国知事会、全国市長会、全国町村会、企業、NPO・NGO等、3R活動推進フォーラム